

日本・国際・米国の産業分類及び商品(生産物)分類の概要

産業分類と商品分類に関する我が国と国際及び米国分類との比較	1
表1 主要な国際標準統計分類の概要(産業分類、商品分類)	4
表2 日本標準産業分類(JSIC)、国際標準産業分類(ISIC)及び 北米産業分類システム(NAICS)の項目数及び大分類項目比較表	6
表3 日本標準商品分類(JSCC)の項目数及び大分類項目比較表	7
表4 中央生産物分類(CPC)の項目数及び大分類項目比較表	7
付1 中央生産物分類(CPC)について	8
付2 北米産業分類(NAICS)について	23
付3 北米生産物分類(NAPCS)について	24

産業分類と商品分類に関する我が国と国際及び米国分類との比較

商品（生産物）とは、各産業から産み出される財及びサービスであり、商品（生産物）分類と産業分類とは、密接かつ補完的な関係にある。そのため、国際的には、産業と商品（生産物）とを関連付けて生産物分類を設定することが主流となっている。

【我が国の分類】

(1) 日本標準産業分類（JSIC）

日本標準産業分類は、事業所において行われる経済活動すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、それを体系的に配列したものである。

生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能など）

財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）

原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類

なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額又は販売額等も考慮されている。

分類項目は最大4桁で、1,455項目である。

(2) 日本標準商品分類（JSCC）

分類項目を集約する基準としては、主として、商品の用途、機能、材料、成因によっている。大分類の編成は「用途」で分類し、原則として、粗原料的な商品から最終製造品の商品に配列され、最終製造品については分割し、生産財的な商品から消費財的な商品の順に配列されている。

なお、各産業から産み出される財という観点では作成されておらず、日本標準産業分類との関連付けもされていない。

分類項目は最大10階層まであり、項目数は合計で約3万項目である。

【国際分類（国連）】

(3) 国際標準産業分類（ISIC）

国際標準産業分類は、一般的には生産活動、すなわち、国民経済計算（SNA）の対象となる国民生産に含まれる経済活動をその対象としている。分類項目集約の基準としては、財、サービス及び生産要素に関するインプット；生産プロセスと技術；アウトプットの特徴；アウトプットの用途、に基づいている。より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が重要だと考えられている。

分類項目は最大4桁で、419項目である。

(4) 中央生産物分類（CPC）

CPCは、生産物を取扱う統計の国際比較の枠組みを提供することを目的とし、各国が分類を開発、改定する際の指針となる。ISICとの対応関係も公表されている。

ただし、諸外国でCPCをそのままの形で統計調査に使用している例はない。また、卸売・小売サービス部門の項目が取扱商品と販売サービス形態とのクロス項目で構成されるなど、実際に適用しにくい部分もある。

分類項目は最大5桁で、2,738項目である。

【米国の分類】

(5) 北米産業分類システム (NAICS)

供給指向の産業分類システムであり、生産プロセスという単一の概念に基づいて構築されている。

分類項目は、米国最下層項目（6桁分類）で、1,175項目である。

(6) 北米生産物分類システム (NAPCS)

NAPCS は、NAICS と相互補完的な分類システムとして開発され、NAICS 項目との対応付けがされている。供給指向の産業分類システムである NAICS に対して、需要指向の生産物分類システムとなっている。なお、現在はサービス産業部門の生産物のみ公表されている。

最終的な分類構造は未公表であるが、アメリカ、カナダ、メキシコ3か国共通の詳細項目数は2,112項目である。

表1 主要な国際標準統計分類

産 業			
分類名称	日本標準産業分類 (JSIC: Japan Standard Industrial Classification)	国際標準産業分類 (ISIC: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities)	北米産業分類 システム (NAICS: North American Industry Classification System)
作成機関	総務省 (MIC)	国際連合統計部 (UNSD)	アメリカ合衆国大統領府行政管理予 算庁 (OMB) 等
設 定	1949年 (昭和24年)	1948年	1997年
現 行	2007年 (平成19年)	第4次改定版 2008年 (第3次改定 1989年)	第3次改定版 2007年 (序論以外)
次期改定予定	-	-	2012年
目 的	財及びサービスの生産又は提供に 係るすべての経済活動を分類。統計 の正確性と客観性の保持、統計の 相互比較性と利用の向上。	経済、社会及び人口統計における 経済活動の種類別データの国際比 較性の推進及び各国の健全な統計 体系の整備の促進	政府政策分析者、学者及び研究者、 企業団体、大衆に使用される産業統 計の収集、分析及び普及
単 位	事業所(経済活動の場所的単位): 単一の経営主体、一定の場所(一 区画) 人及び設備を有し、継続 的。	生産単位(取引者):事業所、企業、 活動種類別単位、地域単位等	生産単位:類似の生産プロセスを使 う事業所
分類項目集約の基準	財、サービスの種類(用途、機能 など) 財、サービスの方法(設備、 技術など) 原材料の種類及び性 質、サービスの対象及び取扱商品な どの種類	財、サービス及び生産要素に関す るインプット、生産プロセスと技 術、アウトプットの特徴、アウト プットの用途	生産プロセスの概念に基づく。(供給 指向の産業分類システム)
分類構成	4桁項目まで	4桁項目まで	米国は6桁分類まで
最下層項目数	1,455項目	419項目	1,175項目

の概要 (産業分類、商品分類)

商 品				
日本標準商品分類 (JSCC: Japan Standard Commodity Classification)	標準国際貿易分類 (SITC: Standard International Trade Classification)	中央生産物分類 (CPC: Central Product Classification)	商品の名称及び分類について の統一システム (HS: Harmonized Commodity Description and Coding System)	北米生産物分類 システム (NAPCS: North American Product Classification System)
総務省 (MIC)	国際連合統計部 (UNSD)	国際連合統計部 (UNSD)	世界関税機関 (WCO)	アメリカ合衆国大統領府 行政管理予算庁 (OMB) 等
1950年 (昭和25年)	1950年	(1989年(暫定版)) 1997年	1983年	1999年
1990年 (平成2年)	第4次改定版 2007年	第2次改定版 2008年 (第1版 1997年)	第4次改定版 2007年	第1次 1999年 (サービス部門のみ)
-	-	-	2012年	-
国際比較性の推進、国内 統計間相互の統一性と比 較性の付与	貿易統計の作成及びその 国際比較性の推進	国際的な統計分類の調和 及びさまざまな統計の国 際比較のための枠組みの 提供	貿易統計、生産統計及び 輸送統計 (関税率表の基礎)	供給指向の産業分類シ ステムであるNAICSを補完 する、包括的な需要指向 の生産物分類システムを 目指して開発
市場において取引され、か つ移動できるすべての価 値ある有体的商品(電力、 ガス及び用水を含む。)	貿易の行われるすべての 商品(有形の輸送可能財)	取引の対象及びストックと なり得るすべての生産物 (輸送可能財、サービス、 特許、著作権、建物 等)	輸送可能財の取引	産業が生み出す財・サー ビス (2010年現在、サービス部 門のみ公表)
主として、商品の用途、 商品の機能、商品の 材料、商品の成因に よっている。				需要指向の生産物分類シ ステム
10階層まで	5桁項目まで	5桁項目まで	各国共通は6桁項目まで	最終的な分類構造は未公表
約3万項目	2,970項目	2,738項目	約5,000項目	アメリカ、カナダ、メキシコ 3か国共通の詳細項目数 2,112項目

表2 日本標準産業分類、国際標準産業分類及び北米産業分類システムの項目数及び大分類項目比較表

国際標準産業分類 (ISIC Rev.4) (2008)					日本標準産業分類 (J.S.I.C) (2007改定)					北米産業分類システム (NAICS) (2007)				
大分類	中分類 (2桁)	小分類 (3桁)	細分類 (4桁)		大分類	中分類 (2桁)	小分類 (3桁)	細分類 (4桁)		大分類	中分類 (3桁)	小分類 (4桁)	細分類 (5桁)	US独自 (6桁)
B 鉱業及び採石業	5	10	14	B 漁業	2	6	21	21 鉱業、採石業、石油・ガス採掘業	3	5	10	29		
F 建設業	3	8	11	C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7	32	23 建設業	3	10	28	31		
C 製造業	24	71	137	D 建設業	3	23	55	31-33 製造業	21	86	185	472		
D 電気、ガス、蒸気及び空調供給業	1	3	3	E 製造業	24	177	595	22 公益事業	1	3	6	10		
E 水供給、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	4	6	8	F 電気、ガス、熱供給、水道業	4	10	17							
J 情報通信業	6	13	23	G 情報通信業	5	20	44	51 情報産業	6	12	27	32		
H 運輸、保管業	5	11	20	H 運輸業、郵便業	8	33	62	48-49 運輸及び倉庫業	11	29	43	57		
G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	3	20	43	I 卸売業、小売業	12	61	202	42 卸売業	3	19	71	71		
K 金融・保険業	3	10	18	J 金融業、保険業	6	24	72	44-45 小売業	12	27	62	75		
L 不動産業	1	2	2	K 不動産業、物品賃貸業	3	15	28	52 金融及び保険業	5	11	31	41		
M 専門・科学・技術サービス業	7	14	14	L 不動産業、物品賃貸業	4	23	42	53 不動産業、レンタル及びリース業	3	8	19	24		
N 管理・支援サービス業	6	19	26	L 学術研究、専門・技術サービス業	4	23	42	54 専門的・科学的・技術的サービス業	1	9	35	48		
I 宿泊・飲食サービス業	2	6	7	M 宿泊業、飲食サービス業	3	17	29	55 事業経営業	1	1	1	3		
R 芸術・娯楽及びレクリエーション	4	5	10	N 生活関連サービス業、娯楽業	3	23	67	56 管理・支援及び廃棄物処理並びに改善サービス業	2	11	29	44		
P 教育	1	5	8	O 教育、学習支援業	2	15	34	72 宿泊及び飲食業	2	7	11	15		
Q 保健衛生及び社会事業	3	9	9	P 医療、福祉	3	18	41	71 芸術・娯楽及びレクリエーション	3	9	23	25		
S その他のサービス業	3	6	17	Q 複合サービス事業	2	6	10	61 教育サービス業	1	7	12	17		
U 治外法権機関及び団体	1	1	1	R サービス業(他に分類されないもの)	9	34	65	62 医療及び社会福祉業	4	18	30	39		
O 公務及び国防、強制社会保障事業	1	3	7	S 公務(他に分類されるものを除く)	2	5	5	81 その他のサービス業(公務を除く)	4	14	30	49		
T 雇主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない貯及びサービス生産活動	2	3	3	T 分類不能の産業	1	1	1	92 公務	8	8	29	29		
	21	88	238		99	529	1,455		20	99	313	724	1,175	

日本標準産業分類 (J.S.I.C) (2007改定)では、主な中分類ごとに、小分類・管理、補助的経済活動を行う事業所、を設定

表3 日本標準商品分類(JSCC Rev.5) 平成2 (1990) 年6月改定

	大分類	中分類	小分類	細分類	細々分類	6桁分類	7桁分類	8桁分類	9桁分類	10桁分類
		(2桁)	(3桁)	(4桁)	(5桁)					
財	1 粗原料及びエネルギー源	9	56	291	817	924	312	58	2	-
	2 加工基礎材及び中間製品	17	143	887	3,120	3,134	2,756	286	29	-
	3 生産用設備機器及びエネルギー機器	19	120	613	1,934	2,410	1,243	316	144	13
	4 輸送用機器	6	34	191	671	482	83	-	-	-
	5 情報・通信機器	4	21	109	356	633	136	2	-	-
	6 その他の機器	13	88	473	1,361	1,932	961	58	13	-
	7 食料品、飲料及び製造たばこ	8	42	258	909	1,255	115	21	14	-
	8 生活、文化用品	19	165	772	2,138	2,879	586	27	-	-
	9 スクラップ及びウェイト	1	9	40	94	108	6	-	-	-
	0 分類不能の商品	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	(計) 10	97	678	3,634	11,400	13,757	6,198	768	202	13

(注1)再掲品目については、計上していない(本籍で教える)。

(注2)分野ごとに細分化のレベルが異なり、最下層の桁数はまちまちである。

上記の項目数は、その階層で定義されている項目の総数であり、より下位に分類項目が定義されている項目(自身が最下位項目でない項目)も含まれる。

表4 中央生産物分類(CPC Ver.2) 2008年改定

	大分類	中分類	小分類	細分類	細々分類
		(2桁)	(3桁)	(4桁)	(5桁)
財	0 農業、林業、漁業製品	4	19	85	208
	1 鉱石及び鉱物;電力、ガス及び用水	8	17	36	36
	2 食料品、飲料及びたばこ;紡織製品、衣料品及び皮革製	9	44	190	356
	3 その他の輸送可能財(金属製品、機械、設備を除く)	9	60	262	386
	4 金属製品、機械器具	9	52	213	517
サービス	5 建設及び建設サービス	2	9	47	85
	6 流通サービス;宿泊、飲食提供サービス;輸送サービス;電気、ガス及び水道供給サービス	9	27	120	506
	7 金融及び関連サービス、不動産サービス、レンタル及びリースサービス	3	12	47	99
	8 事業及び生産サービス	9	48	165	372
	9 地域的、社会的及び個人的	9	36	100	173
	(財・小計)	(40)	(201)	(833)	(1,527)
	(サービス・小計)	(31)	(125)	(442)	(1,211)
	(計) 10	71	324	1,265	2,738

付1 中央生産物分類（CPC）について

1. 意義

- ・生産物を取扱う統計の国際比較の枠組みを提供すること。（10）
- ・各国が新たに生産物分類を開発する、又は既存の分類を国際標準に準拠させるよう改定する際の指針としての役割を果たすこと。（10）

2. 商品の範囲

- ・国内又は国際的な取引の対象となり得るすべての生産物又はストックに組み入れ可能なすべての生産物を範囲に含む。（12）
- ・輸送可能財、輸送不可能な財及びサービス、一定の非生産的資産（土地等）、無形資産（特許、免許、商標及び著作権）も含まれる。（12）

3. 目的、特徴

- ・生産物の詳細を必要とするあらゆる統計（生産、中間消費、最終消費、資本形成、外国貿易又は価格に関するもの）の集計・製表の道具として役立つように開発された。（13）

4. 分類基準

- ・分類項目の同質性を最大化しており、産業源、生産物の物理的属性及び本質的な性質に基づいた分類を行っている。（15）
- ・CPCの大分類0～4の各細々分類（5桁項目）は、世界関税機構（WCO）のHS分類の項（4桁項目）又は号（6桁項目）の一つないし複数に対応して定義されている。（16）
- ・生産物の物理的属性及び本質的な性質の例として、原材料、生産の段階、財の生産又はサービスの提供方法、用途、使用者の意識による区分や販売価格が挙げられる。（17）

5. コード体系及び項目数

- ・純粋な階層的十進法である。（26）
(CPC Ver.2 項目数)
- | | | |
|-----------------|------|----------|
| 大分類 (section) | 1桁分類 | (10) |
| 中分類 (division) | 2桁分類 | (71) |
| 小分類 (group) | 3桁分類 | (324) |
| 細分類 (class) | 4桁分類 | (1,265) |
| 細々分類 (subclass) | 5桁分類 | (2,738) |

6. 他の分類コードとの対応付け

- ・I S I Cの4桁コードとの対応付けあり（35）
- ・H Sコードとの対応付けあり（輸送可能財の部分）（37）
- ・S N Aは、個人消費の目的別分類（C O I C O P）、政府機能分類（C O F O G）、対家計非営利機関の目的分類（C O P N I）、目的別生産者支出分類（C O P P）を含む、目的による支出の分類の開発において、C P Cを考慮に入れる。（47）
- ・ヨーロッパ生産物分類（C P A）は、E C域内の経済活動に関する一般産業分類（N A C E）を基にしており、C P Cの詳細レベルとリンク。P R O D C O M（欧州連合統計局の産業生産物リスト）は、H Sを介してC P Cとリンク。（49）

7. 改定周期

- ・大改定の間隔については5年以上が想定されている。（64）

（注1）中央生産物分類（CPC）第2版の序文が未公表のため、本資料は第1版の序文（抄訳）により作成した（5.の項目数を除く。）。そのため、現行の第2版では一部変更されている可能性がある。

（注2）末尾の数字は、中央生産物分類（CPC）第1版におけるパラグラフの番号を示す。

分類の基礎的原則

A. 分類の目的及び性格

10. CPCの主な目的は、財・サービス及び資産を取扱う統計の国際比較の枠組みを提供すること及び各国が新たに生産物分類を開発したり、又は既存の分類を国際標準に準拠させるよう改定する際の指針としての役割を果たすことである。CPCは、様々な経済統計及び関連する統計の間の調和を高めること及び経済統計の調和の道具として国民経済計算の役割を強めるために最初は開発された。元の分類から分析を行うための標準の分類に再編成する基礎を提供する。
11. CPCは、すべての財・サービスの包括的な分類である。サービスに関しては、様々なサービス産業の生産活動の全範囲をカバーし、統計やその他の利用者の異なる分析の必要性に役立つ国際的な分類は、CPCの開発前には存在しなかった。CPCは、多目的な分類として、他の分野や適用範囲を特定された分類システム、例えば、国際商品貿易統計のためのHSから得られるものよりは詳細でない分類を提供する。
12. CPCは、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべての生産物又はストックに組み入れることができるすべての生産物を範囲に含む。これは、経済活動の産出物である生産物を示し、輸送可能財、輸送不可能な財及びサービスを含む。また、これは、一定の非生産的資産、例えば、土地も示す。更に、CPCは、所有権を与える法的な手段としての無形資産、例えば、特許、免許、商標及び著作権も含んでいる。非生産資産は、国民経済計算においては生産物とみなされていないが、貸借対照表には含まれている。土地、無形資産及び関連サービスは、国内及び国際貿易で重要であり、それらのデータの需要もある。そこで、CPCでは、これらのカテゴリーを含めることが有益であると考えられた。CPCは、選択された資産を含む一方、土地、建築物、機械及び器具又は様々な他の資産のカテゴリー、つまり、1993年SNAで記述された有形及び無形、金融及び非金融、生産及び非生産といった包括的資産のリストを含むことを意図したものでない。
13. CPCは、標準の中心的な生産物分類として、生産物を詳細に求めるあらゆる種類の統計の収集及び製表の道具として役立つように開発された。そのような統計は、生産、中間消費、最終消費、資本形成、外国貿易又は価格をカバーするものである。また、商品フロー、ストック、又はバランスを参照したり、産業連関表、国際収支表、その他の分析用表章を編集するものである。
14. 長期的には、CPCは、国際的に使われている生産物分類の数を削除に寄与するであろう。一つの総括的生産物分類として、経済の個別分野用の今後の生産物型諸分類のガイドラインとしても役立つ。そのような特定の分類は、データの比較可能性を確保するため、CPCの総括的な枠組みと合致すべきである。

B . C P Cの構成に用いられた諸原則

- 15 . C P Cは、一定の型の資産はもちろんすべての財・サービスを対象としており、自己完結かつ相互排他的なカテゴリーのシステムである。これは、ある生産物がC P Cのあるカテゴリーに合わなければ、自動的に他のカテゴリーに合うはずであるということの意味する。他に使用されている諸原則と矛盾しない範囲で、各分類項目内の同質性を最大にするように構成されている。C P Cは、産業源ばかりでなく、生産物の物理的属性及び本質的な性質に基づいて、生産物をカテゴリーに分類している。
- 16 . C P Cの大分類0から大分類4までの各細々分類は、世界関税機構(W C O)の分類であるH Sの一つないしそれ以上の項又は号の集合に対応して定義されている。H S自体は、商品进行分类するために物理的特質を基本的な基準に使っている。多くの国では外国貿易統計に、また、いくつかの国では生産統計にH Sが利用されているので、そうした国々ではC P Cの導入が容易である。
- 17 . 生産物の物理的属性及び本質的な性質は、生産物自体の固有の特徴で見分けられる。これらは、例えば、使用されている原材料、生産の段階、財の生産又はサービスの提供方法、生産の目的又は生産物に意図された利用者の分類項目や販売価格を含む。
- 18 . 財・サービスの産業源の重要性は、ある一つの産業から産出された主な生産物によりC P Cの細々分類にまとめようと試みることによって認められる。産業源を基準とするリンクージュを通じて、投入構造、技術及び生産組織、生産物の特徴は、C P Cの構造にも反映する。生産物の基準としての産業源は、もう一つの国際連合の分類である全経済活動の国際標準産業分類(I S I C)にも当てはまる分類原則の一つである。
- 19 . C P Cの構造において、二つの基準(すなわち、生産物の性質及び産業源)が考慮された。しかしながら、現実的な困難を解決しなければならなかった。いくつかの産業は、非常に異なる性質の財を生産している。例えば、肉及び皮は両方とも、と畜場で生産される。これらの生産物は、C P Cの一つのカテゴリーどころか同じ大分類にさえも一緒に入ることはない。つまり、なめされていない皮は、動物粗原料とみなされ、大分類0(農業、林業及び漁業製品)に分類されるが、一方、肉は、大分類2の食料品の中に分類される。
- 20 . ある場合には、特に、H Sが産業源の基準に従っていない場合は、異なる産業源の財が一つのC P Cのカテゴリーに含まれることがある。例えば、H Sは、鑄鉄の金属製品とその他の金属製品をめったに区別していない。さらに、鑄造された生産物の多くは、H Sでは機械又はその他の財の部品として分類されている。その結果、C P Cは、鑄鉄製品の独立したカテゴリーは設けておらず、I S I Cの小分類273(金属の鑄造)との対応づけはなされていない。

21. 産業源に関する同様の問題は、産業が財及びサービスの両方を生産するときに生じる。このようなサービスの例として、料金制又は請負制に基づく修理、保守及び製造などがある。これらのサービスの産業源は、財自身の産業源としばしば同じであるが、提供されるサービスの性質は、財の性質とは明らかに異なっていることを明確にすべきであり、財とサービスは、C P Cの異なる箇所に分類されるべきである。したがって、「手数料又は契約による生産サービス」はC P C第1版の中分類86に分類され、大分類2から4に分類される財と区別される。

C. C P Cにおける財及びサービス

22. 財とサービスを区別をする際に通常使われる様々な基準(有形か無形か、蓄積可能か不可能か、あるいは輸送可能か不可能か)があるが、すべての場合に妥当で実際的で確かな財とサービスの区別はない。多くのC P C細々分類の生産物の内容は、財又はサービスを見分けることができるが、ある場合には簡単に解決できないものがある。ボーダーラインのケースの例としては、写真、コンピュータテープ、レストランでの飲食物などがある。これらのケースでは、他の場合と同様に、ひとまとめにしたもの、つまり、幾つかの生産物を組み合わせたもの又は混ぜ合わせたものが売られ、このひとまとめにしたものは、財及びサービスの両方を構成要素とする場合が非常に多い。例えば、レストランで消費される飲食物について言えば、有形の構成要素は消費される飲食物であり、無形の構成要素は調理と接客、座席、レストランの場所のサービスである。レストランの「混合生産物」の購入者は、財かサービスのどちらかを購入しようと通常考えているのではない。本屋の客は、財を買いたいと思っているのであって、著者、発行者、小売店員からの個別のサービスをたぶん意識してはいない。一方、靴の底を張り替える人々は、たぶんサービスの購入としての取引を考え、修理に使われる材料の一つ一つについては考えない。レストランでの食事の場合は、財の取引の割合とサービスの取引の割合と比べてみると、あいまいであり、様々である。
23. 財とサービス間の明確な区別は、理論的な観点から興味のあることであり、ある種の経済統計の作成及び分析にとっては意味があるかもしれないが、C P Cのような生産物分類にこのような区別を含める必要はない。C P Cは、財及びサービス(生産物)、生産された資産や土地のような生産されない資産さえもカバーして、取引の対象となるすべてを分類するために開発されたものである。

D. S N Aにおける財及びサービス

24. 1993年S N Aは、生産物の定義を提供している。財及びサービス(生産物)は、生産の結果であり、その他の財及びサービスの生産に投入や、最終消費、投資といった様々な目的のために交換し、使われると述べている。1993年S N Aでは、生産物という用語は、財及びサービスと同義語である。詳細に財及びサービスの取引を研究するためには、S N AはC P Cを使う。さらに、S N Aの生産の境界では、同一の家庭で最終消費される世帯内のサービスの提供は除かれる。これらのS N Aの定義は、C P Cのカテゴリの特徴に本質的には含まれる。

25. 外国貿易統計では、以前のSNAに記述された取引されるか、されないかという概念よりも、1993年SNAの財及びサービスの概念も包含している。これは、CPCを概念的にさらに完全にする。

E. 分類のコード体系

26. CPCのコード体系は、純粋な階層的十進法である。この分類は、大分類(sections) (1桁コード)、中分類(divisions) (2桁コード)、小分類(groups) (3桁コード)、細分類(classes) (4桁コード)及び細々分類(subclasses) (5桁コード)からなる。大分類コードは、0から9まであり、各大分類は9つの中分類に細分される。各中分類は、コードの3桁目で順に9つの小分類に細分され、これが更に9つの細分類に、そして更に9つの細々分類に細分される。理論的には、これにより65,610の分類項目が可能となる。しかし、実際には、大分類が10、中分類が71、小分類が294、細分類が1,162、そして細々分類が2,093となっている。CPCのコード番号は、桁の間に区切りを付けない5桁の数字からなる。このコード体系は、同じ5桁分類であるが、3桁目の数字の右側に点を使用している国際連合のもう一つの分類であるSITCで用いられているコード番号との混乱を避けるために選ばれたものである。
27. ある特定の分類段階でそれ以上に細分できない場合には、次のより詳細なレベルの位置に「0」が使用されている。例えば、「粘土」の細々分類は15400であるが、小分類154(粘土)であり、細分類にも細々分類にも細分されない。同様に、「瀝青質又はオイルシュール及びタールサイド」は、細々分類12030は、中分類12「原油及び天然ガス」は小分類には分けられないが、直接、細分類に分けられ細分類1203「瀝青質又はオイルシュール及びタールサイド」となり、それ以上細分されない。
28. コンピュータの処理に利用に関しては、「0」は、そのコードがより詳細な分類項目すべての合計に関して使用されることをも意味する。つまり、コード2610は2611から2619までの合計を示しており、一方34600は34611から34620までのすべての分類項目の合計を示している。可能な場合いつでも、「9」はカテゴリーの残りを示すために残す。例えば、細分類0119(その他の穀物)は小分類011(穀物)の他に分類されないすべての穀物を含む。しかし、この方法は、コードに使われるすべての「9」にあてはまるわけではない。

CPCの適用

A. CPCの分類段階別利用

29. 統計の様々な用途や種類があるので、統計を幾つかの分類段階に括って表示することが最も良い。したがって、異なる目的のためには、CPCの詳細の異なるレベルで使用されることが必要であり、望まれるだろう。例えば、国民経済計算のためには、鉱工業統計のために必要とされる詳細レベルのデータを分類することが必要である。同様に、事業所調査から得られるデータは、行政報告システムから得られる資本形成に関するデータよりも通常はかなり詳細に分類されることになる。CPCの階層的な構造（大分類、中分類、小分類、細分類及び細々分類）は、様々な細目レベルでのデータの比較可能な分類の枠組みを提供している。

B. 生産物の国内分類の開発におけるCPCの利用

30. 自国の国内生産物分類を開発した経験がない又はその資源のない多くの国、あるいは自国の生産物分類をできる限り関連の国際分類に近づけることを望む多くの国は、CPCを国内分類として使用することを選択するかもしれない。そのような場合に、CPCはそのまま使用されるか、あるいは、個々の国の必要性や可能性により、拡張されたり、縮小されて使用されるかもしれない。
31. 国の生産物分類がCPCと両立できるには、国内分類における最も詳細なレベルの分類項目がCPCの各細々分類と一致するか、組み合わせたものか、細分したものでなければならない。言い換えれば、国の生産物分類の最も詳細な分類カテゴリー各々は、CPCの細々分類と同じ範囲か、細々分類を分割したか、2ないしそれ以上の細々分類を含むしる、同じCPCの小分類又は細分類からまとめたものであるべきである。最初の2つの選択は、むしろ方法であり、CPCの詳細レベルでの一致を最大限の機会として与え、一方、三番目の選択は、さらにまとまったレベルでの一致を許す。これらの要請を満たすなら、CPCと国の生産物分類が両立し、最も詳細なレベルのカテゴリーの構造や位置に影響を及ぼす必要はない。
32. 拡大された分類の細々分類の追加は、国際分類の同一の細分類の一部を構成するようにすることが望ましい。必要な場合には、CPCに基づく分類は、各細々分類を最高9つのサブカテゴリーに細分化することによって構成してもよい。これは、国際分類の各細々分類を示す5桁のコードに、小数点を1つ付け加えることによって実施できる。反対に、CPCにおける細分類の細々分類への細分化は、細々分類をより多くのより詳細なカテゴリーで置き換えることによって拡張することも、場合によっては可能となる。こうした方法が採られる場合には、より詳細な細々分類は、CPCの各細分類について必要な細々分類の数が9以下である限り、5桁の数字で識別されうる。CPCの細々分類との比較可能性を確保するため、下位の分類項目はさらに細かく記述してCPCの細々分類に集約できるようにすべきである。
33. 国によっては、国内分類においてはCPCの詳細レベルを減らす必要があるものもある。あるCPCの項目は、ある国にはそれほど重要でなかったり、一方他のCPCの項目に関するデータが単に入手できないだけかもしれない。例えば、国によっては自国の分類に、中分類43から46（機械）までの各カテゴリーと同様のカテゴリーを設けることが実行不可能であることもあり得る。また、自国の分類の最も詳細なレベルにおける単一の分類項目に、これら中分類各々の細々分類又は細分類のいくつか又は全部をまとめることが適当であることもある。もしそうなら、上記の31に記述した原則を考慮す

べきである。

C . C P C 利用者のためのサポート

34. 国際連合統計部は、C P C の開発と維持の責任を負う。C P C を利用する国内生産物分類の開発者及び他の機関は、統計部とのコンタクトをインターネットにより確立することができる。したがって、C P C の利用者は、更新又は改定の計画に係る通知、分類に適用される解釈やルール等の一般的な技術的サポートの情報を受け取ることができる。利用者は、C P C の解釈上あった困難で統計部の関心をひくこと、説明を求めること、適切な経験を共有すること、批評に注目すること、有用性を広める考えや提案を提供することで助長される。C P C の利用者の範囲及び必要性のよりよく認識し、生産物分類の改善を促進することが望まれる。国連統計部との連絡は、郵便(住所: 2 United Nations Plaza、Room DC2-1420、New York、NY 10017; fax: 1-212-963-1374)又は電子メールでの分類ホットラインは chl@un.org を通じて行うことができる。

CPCと他の分類との関係

A. ISICとの関係

35. CPCとISICは両方とも用途の広い分類で、これらは2つの相互に関係のある国連分類でISICは、アクティビティの側を代表している。CPCの個々の細々分類は、ISIC第3版の特定の細分類又は複数の細分類から主に生産される財又はサービスで構成する。CPCとISICの関係を認識することを望み、CPCの利用者の便宜を図る見地から個々のCPCの細々分類は、当の主たる財又はサービスを通常生産するISIC第3版の産業又は複数の産業と対応している。CPCの詳細な構造を提示した表でCPCの関係する細々分類の次に、主として対応する4桁のISIC第3版のコードを示す。CPCとISIC第3版のカテゴリの対応の情報は、次の第3部に入れている。ISICとの対応でCPCの細々分類を再配列することで、ある産業の生産する主たる財又はサービスがわかる。
36. しかし、注意すべきだが、CPCとISICの1対1対応を構築する意図はない。そうした努力は、現実的でも、望ましいことでもなく、特により高いレベルで、CPCの項目の不適當な記述を導き、SITCとの調和も困難にするだろう。産業とその生産物の関係は、複雑で変化するものである。さらに、CPCは、様々な種類の統計に使われることを予定し、ISICの単なる拡張と考えるべきではなく、つまり、ISICの産業と一致した生産される財又はサービスのリストと限るものではない。

B. HSとの関係

37. 輸送可能財に関し、CPCとHSは、非常に密接な関係があり、CPCの大分類0から大分類4にある細々分類は組分けし、HS96の満たす項目を再編成する。結果として、CPCの1,143の細々分類は、ブロックを作り、HS96の5,000以上の項又は号を使って作られる。対応するHS96のコードはCPCの詳細な構造を示す表の大分類0から大分類4の個々のCPCの細々分類の次に示される。CPCとHS96の項目の対応の情報は、以下の第3部に含まれる。
38. しかし、CPCの大分類0から大分類4の個々の細々分類は、1つ又はそれ以上のHSの項又は号と対応するというルールにいくつか例外がある。例えば、CPCの細々分類17300（蒸気及び温水）はHSに対応するものがない。他の例外は、石油製品の精製に関するCPC小分類333とその細分類である。CPCの小分類の全体は、HSの2710号に対応するが、実際的な合意もできず、利用者の要請を満足するため考案された定義もないため、さらなる細分化された号はない。しかし、CPCは、この小分類を8つそれ以上分割されない細分類に小分けしている。これらの細分類は、SITCの第2版及び第3版に存在しているものと同じである。この場合を別にして、HS96の号は、CPCの細々分類の間を分裂することはなく、個々のHSコードは、ただ一つのCPCの細々分類と対応する。

39. こうして、輸送可能財（大分類0から大分類4）のCPCの細々分類は、HSの一つもしくはそれ以上の6桁の号で構成されて定義される。CPCを解釈する重要な役割からみて、HSの一般的な情報を以下の40から43の段落で記述する。
40. HSは、国際的に取引される商品（財）の余すところのない分類法であり、次の基準で分類される。原材料又は基礎物質による分類、加工の程度による分類、利用又は機能による分類及び経済活動による分類ということである。これらの原則は、分類法の続く改正でも維持されていた。関税協力理事会から1994年に世界関税機関（WCO）に名称を変え、HSの構成に産業源基準を原則的に導入した。しかし、通常一つの産業から生産される一つの商品を含むというHSの各号の原則は、厳密に言えば様々な理由により従えない。ある場合は、関税当局によって商品の物理的性質を基に産業源を区別することができないことがある。他の理由としては、国際貿易で区別することに意味がないカテゴリーをもたらす。他の場合には、行政的な関税及び貿易の要請として固有な歴史的及び法的区別が産業源の基準に優先する。ある場合には、ある産業の生産物がHSのどこになるかはっきりしない。産業の様々な経済構造を持つ国々があるという事実が、この原則を支持することの困難さを増す。
41. HSは、元の関税協力理事会の関税率表、1955ブリュッセル貿易関税率品目分類表（BTN）を発展させたものである。1974年に「関税協力理事会品目表」（CCCN）と名称が変更された。BTN/CCCNとSITCを調和させる努力がなされ、1978年にSITC第2版とは完全に一致した。HSは、1988年に効力を発し、CCCNにある4桁項を修正し、6桁コードにより定義された号を導入した。世界関税機構の計画は、改定検討部会の会合を通じて3、4年毎にHSを更新することも決めた。加盟国及び国際連合統計部の統計家は、HSを更新する作業でこの分類表と他の国際分類との関係を維持することを確保しようと指摘した。HSは、97章（77章は不特定の将来利用のために残されている）及び4桁レベルの1,241項、そのうち、935項は、さらに5,113号に分割されている。最新改正（HS96）は、1996年1月1日に効力を発した。
42. 商品分類として以外にも、HSは、システムを管理する加盟国が合意した解釈及び原則の法的ルールを含む。加えて、HSは、解釈と利用を助けるため、説明文とアルファベット索引の入念なセットが用意されている。
43. HSの万国共通の採用と広範囲な利用は、HSの国際協定の3.1(b)項で「加盟国は、自国の輸出入貿易統計を、・・・統一システムの6桁番号に従い又は自己の発意に基づきその水準を超えて、公に入手可能なものにする。」ことを要請される。

C . S I T C との関係

- 44 . C P C と S I T C の関係は、C P C と H S に非常に類似している。なぜなら、S I T C 第 3 版も、貿易の経済分析をより適切にするため商品グループを作る際の構造ブロックとして H S の号を利用している。S I T C の商品グループは、(a)生産に使われる材料、(b)加工程度、(c)商慣習及び生産物の利用、(d)世界貿易の観点からの商品の重要性、及び(e)技術変化を反映する。輸送可能財に係る S I T C 第 3 版と C P C の対応に関しては、S I T C 第 3 版の全 5 桁項目は C P C の大分類 0 から大分類 4 にある単一の細々分類にすべて含まれる。同様に C P C の細々分類は、1 つかそれ以上の S I T C 第 3 版の項目で構成される。C P C と S I T C 第 3 版の対応は、以下の第 3 部に含まれる C P C の詳細な構造を提示した表に表される。S I T C は、H S 同様、輸送可能財にのみ関係し、C P C と S I T C 第 3 版又は C P C と H S 96 は、C P C のカテゴリーの大分類 5 から大分類 9 の対応は存在しない。

D . 他の分類及び基準との関係

- 45 . I S I C、H S 及び S I T C に加えて、財貨及びサービスの用途の広い分類としての役割がある C P C と相互関係する多くの他の分類及び基準がある。
- 46 . 広域経済カテゴリー分類 (B E C) による国連分類は、S I T C との緊密な相互関係を通じて C P C と関係する。B E C は、S I T C に基づいて編集された外国貿易データを S N A の概念に基づいた意味のある最終用途分類項目への変換に役立てるために設計されたものである。C P C と S I T C 第 3 版及び S I T C と B E C との対応を通じて、一般に、すべての C P C の細々分類を B E C カテゴリーに再編することは可能である。
- 47 . C P C は、多くの S N A 表を生産物の次元で提供するので、目的による支出の分類の発展を考慮して S N A は C P C を採用する。これは、個人消費の目的別分類 (C O I C O P)、政府機能分類 (C O F O G)、対家計非営利機関の目的分類 (C O P N I)、目的別生産者支出分類 (C O P P) が含まれる目的による支出の S N A 分類に関する近日刊行の国連出版物に反映されるだろう。特に、個人消費の目的別分類 (C O I C O P) と C P C の間の対応は念入りに作られる。加えて、上記の序文に書かれたように、C P C は、政府機能分類 (C O F O G) の現在進行中の改定に合わせて、公的分野は最終的に改定されるだろう。
- 48 . 1988 年初めから、欧州共同体 (E C) (現在は欧州連合) は結合品目表 (C N) を国際貿易分類として使用している。C N は、欧州連合の加盟国の特別な関税と統計的必要性に資するため、2 桁の特別な桁で H S を拡大したものである。C P C と C N は、明らかに関係があり、後の全カテゴリーは C P C の細々分類に常に再編成できる。

49. 経済分類の調和のため、国連と欧州連合は共同して努力し、E C 域内の経済活動に関する一般産業分類（N A C E）の構造及び内容を改定すること及び欧州連合の関係する生産物分類をI S I C及びC P Cに一致させるよう開発する。ヨーロッパ生産物分類（C P A）は、N A C Eを基にしており、C P Cの詳細レベルと結びついている。P R O D C O M、つまり、ヨーロッパ統計局の産業生産物のリストは、P R O D C O M表とC P Cの双方のH Sとの対応によってC P Cとリンクする。
50. 産業の生産物統計で使われる産業の原材料及び生産物の国連のリストは、C P C第1版との関係を参照して現在見直し中である。
51. C P Cの最初の開発過程で、C P C暫定版中分類 53（建設）の細々分類の構造及び内容に関連して、「国際連合建設統計国際勧告」が利用された。同様に、C P C中分類 52（土地）の構造及び内容の開発において、欧州経済委員会の勧告の「土地利用標準統計分類」が利用された。
52. C P C暫定版は、関税及び貿易に関する一般協定の事務局によりサービス貿易に関する一般協定（G A T S）の準備においてよりどころとして使われている。G A T S合意の下で、C P Cの広範な引用により具体化され、法的標準文書が起草され、「G N S / 1 2 0リスト」としてG A T Sにより参考にされる。G A T S交渉の次の事前準備及びよりどころとしてC P Cを継続使用し、C P Cにより作られた変化の詳細な説明及び解釈を提供するため、世界貿易機関事務局、国際連合統計部、及びフルバーク・グループのC P Cサブグループにより詳細な技術的見直しが行われた。広範な見直し過程でC P Cの編集上の修正及び解釈を連続して行い、今、国連のC P Cデータベースに記述され、現在の刊行物に編入している。サービスの貿易分野での協調は、C P Cの将来の更新や改定の間、継続することが期待される。
53. 1997年第29回会議の統計委員会は、国際通貨基金（I M F）の貿易収支表マニュアル第5版、C P C第1版、1993年S N Aとサービス統計における国連の内部機関の特別調査委員会により提案されたサービス貿易統計のマニュアルの間での一致を維持することを調整する活動を求められた。委員会により提案されたマニュアルは、サービス貿易の分類を含み、I M F貿易収支表マニュアル第5版のサービスの国際貿易に規定したものに拡張し、それと一致したものである。国際的に取引されるサービス生産物を記述する基礎的な構築されたブロックとして、C P Cコードが提供される。貿易収支表のカテゴリー及びサービスは、C P C暫定版と関係し、サービスの収支表とC P C第1版の間の対応表草案が準備される。

CPC体系の解釈

A. 解釈の原則

54. 広範に使用されている統計分類の場合に、ある特定の財及びサービスがCPCの項目のうちどれに該当するか明確でないことがしばしば生じるだろう。CPCによって生産物を分類し、コード化する時、輸送可能財を含む取引による生産物（段落 55 参照）か輸送可能財以外（段落 56 から 58 参照）かによって以下のルールが適用される。
55. 大分類 0 から 4 のカテゴリーの財の分類は、下記に述べる原則で管理される「商品の名称及び分類についての統一システム」（以下HSという。）の相当する分類によって定められるものとする。

HSの解釈についての一般原則

分類すべき財の分類方法は、下記の基本原則により管轄されるものとする。

1. 部(Sections)、類(Chapters)、下位の類(Sub-chapters)の名称は、参照用としてのみ設定される。(HSの)法制的には、分類は項(headings)の使用語及び関連する部又は類の記述の条件に従って決定され、当該項又は記述に特記するところがない限り、下記の条項により決定される。
2. (a)一つの項においてある物品をあてはめる場合、その与えられた物品の未完成品・未仕上げ品をも適用範囲に含めるものとする。当該未完成品又は未仕上げ品は完成品・仕上げ品と本質的に同じ性格を与えられたとする。また、完成品又は仕上げ品であるが、組み立てていない状態又は分解した状態にあるものも含まれる。(このルールの効力により、完成又は仕上がったものとして分類される。)
- (b)一つの項において材料又は物質をあてはめる場合、当該材料又は物質と他の材料又は物質との混成品又は合成品をも適用範囲に含めるものと解する。一定の材料・物質から成る財をあてはめる場合は、全体的又は部分的に当該材料・物質から成る財をも適用範囲に含めるものと解する。1つ以上の材料又は物質から成る財の分類は、ルール3の原則による。

3. 原則 2 (b)適用により、又は他の理由によって、物品が一見 2 以上の項のもとに分類可能である時は、下記のように分類を実施するものとする。
- (a)最も特定した記述を有する項の方がより一般的な記述を有する項に優先する。ただし、2 以上の項それぞれが混成品・合成品に含まれる材料又は物質の一部のみしか適用していない時は、これらの項は、例えそれらの項の一つが当該物品をより完全又はより正確な記述を与えていても、当該物品に関しては等しく特定したものとみなされるべきである。
 - (b)異なる材料又は異なる構成要素から成る混成品・合成品及び小売用としてセットとして出される物品で、3 (a)を適用することによっては分類し得ないものは、実質的な性格を与えている材料又は構成物から成るものとして、特定の基準が適用し得る限り分類する。
 - (c)上記 3 (a)又は 3 (b)を参照しても分類できない物品については、等しく考慮の対象となるもののうち数字の序列で最後の項のもとに分類する。
4. 上記の原則によりその所属を決定することができない財は、当該財に最も類似する財が属する項のもとに分類する。
5. 上記原則のほか、次の財については以下の原則を適用する。
- (a)写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、製図機器用ケース、ネックレス用ケースその他これらに類する容器で、特定の物品又は物品のセットを収納するために特に製作し、又は適合させたものであって、長時間の使用に適し、当該容器に収納される物品とともに提示され、かつ、通常当該物品とともに販売されるものは、当該物品のところに分類される。ただし、この原則は、独自の特性を全体に与えている容器については、適用しない。
 - (b)上記(a)の定めるところに従って、財とともに提示される包装材料及び包装容器は、当該物品の包装に通常使用する種類のものである限り、当該物品とともに分類する。ただし、このルールは、反復使用に適することが明らかな包装材用及び包装容器については適用しない。
6. (HSの) 法的には、一つの項から派生する号の段階での財の分類は、同じ段階の号のみが比較できることを理解した上で、それらの号の用語及び関連する号の記述に応じて、また必要な変更を加えた上記原則に従って定められる。この原則のためには、関連する部・類の記述も、他に特記される事項がない限り、適用される。

56. 輸送可能財以外の生産物、主にサービスの分類は、C P Cの大分類5から大分類9の中分類、小分類、細分類、細々分類に記載される分類の用語に従って定められる。サービスが一見したところ、2以上の分類項目のもとに分類可能である場合は、分類は同一レベル（大分類、中分類、小分類、細分類、細々分類）での分類項目についてのみ比較可能性があるとして理解した上、次のように定められる。
- (a)最も詳しい記述を提供する分類項目の方が、より一般的な記述を提供する分類項目よりも優先する
 - (b)上記(a)によっては分類し得ない様々なサービスを結合したものから成る複合サービスは、その本質的な特徴を与えるサービスで構成されるものとして、この基準があたりはまる限り分類を定める。
 - (c)上記(a)又は(b)によっても分類できないようなサービスについては、等しく考慮の対象となるもののうち数字の序列で最後の分類項目のもとに分類する。
57. 上記の原則に従っても分類できないサービスについては、当該サービスが最も近いと判断されるサービスに該当する分類項目のもとに分類する。
58. 一つの塊（結合体）としての財・サービスから成る生産物は、基準として適用し得る限り、その主たる構成物（付加価値）によって分類する。

B. 説明文

59. 解釈のルールに加えて、輸送可能財を対象とするC P Cの部分については、H Sの用語で定義されているので、H Sの説明文は、C P Cの大分類0から大分類4にも適用される。H Sの記述は、よく練られ、利用することでC P Cで描かれたものを連想させる新しい参考となり結果として混乱を減らす。H Sの説明文は、現在の刊行物では再生産されていないが、元のもの入手できる。C P C大分類0から大分類4の項目の項目名説明もH Sを基にしているが、いくらか短くなっている。C P C大分類0から大分類4までの細々分類について、H S 96の号のコード及び説明文の適用してその範囲について明確な理解を提供すべきである。
60. C P C大分類5から大分類9の項目の説明文は、主にサービス生産物をカバーし、現在の刊行物の第4部に含まれる。説明文は、適用目的のため、個々の細々分類に含まれるもの、もしくは除かれるサービスの記述を提供する。C P Cの構造のより高い集合したレベルの項目のためにも利用できる。除外事項をいつも設け、疑問のあるサービスが実際分類される細々分類コードを指すことで厳密な前後適用を行う。項目名説明でも、細々分類の境界を定義すべきであるが、説明文で細分類の境界及び内容を更に明らかにする。説明文は、個々の号の全てのサービスの余すところの無いリストを提供することを意図しているものではなく、細々分類の内容の実例リストとしてのみ考えるべきである。

61. C P Cの大分類5から大分類9の説明文は、統計目的のために発展した。これらの記述は説明を提供しようと意図したものだが、余すところの無いリストではなく、利用者はC P Cの細々分類の正確な内容の解釈につき、国連統計部からさらに指導を必要とするかもしれない。例えば、法的文書の準備のよりどころや、調達のような統計以外の目的でC P Cの項目を使うならば、分類の開発者ではなく、C P Cの項目で作られた法的文書を用意した者が法的文書の利用における項目の説明の責務を負う。

C. 分類の索引表

62. 現在の刊行物の第6部にC P Cの大分類5から大分類9の細々分類に基づくサービスの生産物の新たに開発されたアルファベット索引を含む。アルファベット索引は、現在は英語でのみ利用できるが、第6部はあらゆる言語の版の刊行物に含まれる。この索引は、C P Cの950細々分類コードと結びつく12,374項目から構成される。大分類0から大分類4には、C P Cの細々分類及び輸送可能財のコードをみつける道具として、利用者は、HSで開発されたアルファベット索引及び/又はS I T C第3版の商品索引を調べることができるだろう。その際、利用者は以下の第3部(C P C第1版細々分類の詳細構造及びI S I C第3版、HS96及びS I T C第3版との対応)にあるC P Cの対応に戻ってみる。
63. 以下の第6部にあるアルファベット索引は、大分類5から大分類9の様々な分類項目に含まれる特定の生産物を見つけるためや、また項目の説明に特別に言及していないサービスを探し出す実際的道具として提供される。検索やコード機能に加えて、アルファベット索引は、ユーザーが分類を適用すること及びその構造を理解することを助けるのに役立つ。

D. 改定版との対応

64. C P C第1版のわずかな進歩(言語の更新、解釈やルールを通じた説明文の訂正や修正)は、必要に応じてなされ、広く周知されるだろう。大きな改正は、5年毎以上の頻度で起こることは期待されないだろう。
65. C P Cで作られた変化は、C P C暫定版とC P C第1版との対応表に反映しているが、更なるデータの説明がある状況では求められるだろう。C P Cの改定変化の範囲は、現在の版の一つ又はいくつかで全部又は部分的な対応を指す。部分的対応の項目コードは、アスタリスクのマークを付けている。項目の内容のかかわり合いでない説明文及び項目名の記述における言葉の変化は、分類目的のためにのみ記していることに留意すべきである。
- コードの変化は、再コード化するため、分類の構造の総合的な変化の単なる技術的な結果である場合もある。そこで、実際の変化を検証及び確認するため、第5部にある対応表をチェックすることが賢明である。C P Cの解釈に関する適用問題を含む分類の問題の解釈及びルールは、国連統計部に要請されるだろう。(C P Cの利用者へのサポートに係る上記段落34参照)

付2 北米産業分類（NAICS）について

1 沿革

1997年に設定。2002年、2007年に改定。

2 目的

事業所を産業によって分類する基準として、統計データの収集、製表、分析、説明のために米国で開発され、従前の標準産業分類（SIC）に代わる分類となった。経済分析においては、投入・産出、インダストリアル・パフォーマンス、生産性、単位労働コスト、雇用などの分析に利用される。

3 分類概念

NAICSは、供給指向の産業分類システムであり、単一の概念に基づいて構築されている。類似した生産プロセスを持つ経済単位は、同じ産業に分類される。また、産業の境界線は、実行可能な範囲で生産プロセスの違いを区別している。

4 経済構造変化の把握に関する問題

特に、新規産業、サービス産業全般、先端技術生産を行う産業、に関する部門分類の発展に特別な注意を払い、可能な限り時系列の継続性を保ちながらも、利用者からの提言を考慮して、経済構造の変化に対処すること。

5 比較可能性

アメリカ、カナダ、メキシコの3か国間で詳細な分類レベルでの比較可能性を保つこと（5桁レベルまで共通。6桁は各国独自）。国際標準産業分類（ISIC）とも2桁レベルでの整合性を保つこと。

6 コード体系及び項目数

大分類（Sector、2桁）	20項目
中分類（Subsector、3桁）	99項目
小分類（industry group、4桁）	313項目
細分類（industry、5桁）	724項目
米国独自分類（6桁）	1,175項目

7 改定周期

おおむね5年周期（以下は実績）

設 定	1997年
第1回改定	2002年
第2回改定	2007年（現行）
第3回改定	2012年（予定、現在改定作業中）

付3 北米生産物分類（NAPCS）について

1. 意義、目的、特徴

産業によって産み出される生産物及びサービスによって産出される生産物の価値のデータ分析、製表、収集の調整をするために、統計の作成者や利用者を通して使用されることを目的としている。

サービス製品の国際分類のための基準を確立し、サービスにおける貿易交渉において、米国が利用できる情報を強化する。

2. 商品の範囲

産業から産み出される包括的な生産物（現在はサービス産業の生産物のみ）

3. NAPCSとNAICSの関係

NAPCSとNAICSは、相互補完的な分類システムであるが、NAPCSは、需要指向の生産物分類システムであり、供給指向の産業分類システムであるNAICSとは基礎概念が異なるため、両者は独立した体系として構築されている。

生産物の発生源の産業にかかわらず、複数の産業によって産出された同一生産物は、NAPCSにおいて、同一のタイトル、定義、コード番号が与えられている。

生産物データは、どんな生産物もそれを産出する産業に戻ってリンクすることができ、どんな産業でもそれが産出する生産物に戻ってリンクすることができる。

4. 現在の状況

現時点において、NAICSのサービス生産部分である大分類 48～49（運輸及び倉庫業）から 81（その他のサービス業）について生産物リストの作成が完了し、NAICS項目とそれに付加的な暫定コードとともに公表されている。また、2002年の米国経済センサスにおいて試験的に使用され、2007年の米国経済センサスでは包括的に使用されており、NAPCSの導入に伴い、詳細な分類に基づいた調査を実施することができるようになった。

一方で、財生産部分及び卸・小売業部分からの生産物については、北米3カ国（米、カナダ、メキシコ）で議論中であり、NAPCSとしての最終的な分類構造は未公表である。

5. コード体系

4の記述のとおり、現時点で公表されているのは、NAPCSワーキンググループによってNAICS分類項目（2～5桁、分野により異なる）ごとに割り当てられた暫定コードのみである。この暫定コードの体系は、上位から「x」、「x.y」、「x.y.z」（x、y、zは桁数不定、左桁0埋め等は行われていない）等となっており、最下層となる階層は分野により第1階層～第8階層の場合がある。

6. 項目数

2,112項目 2010/06/21（日本時間）時点で米センサス局にて公開されている product lists において、「Trilateral Detail」（米加墨3国間共通の詳細品目）とされた項目数を集計

7. 他の分類コードとの対応付け

- ・ NAICSコードとの対応付けあり。
- ・ CPCとの調和の維持・向上

（参照）

- ・ 米センサス局 HP（FAQs）
- ・ 米センサス局 HP（Overview and Progress Report）